



都立病院労組 Toritsu Hospital Workers' Union ニュース

第3期42号

2025. 9. 30

地方独立行政法人都立病院機構労組
執行委員会発行

支払われていますか？
超過勤務手当
支払われていない場合は
労働組合へ連絡を

赤字決算でも医療収益79億増 収益増にはボーナス増 79億収益増を生み出したのは私たち現場です



私たちには、昨年を上回る4.45月以上のボーナスが必要です。ボーナスは都立病院機構の経営を踏まえたうえで、組合と機構本部が交渉して決めることになっています。

昨年までは、夏冬それぞれ交渉を行ってきました。今年からは、前年度の決算を踏まえて冬夏の交渉を行います。ですから秋の交渉では、24年度決算を踏まえて25年冬、26年夏のボーナス交渉を行うことになります。

24年度の都立病院機構の決算は239億円の赤字決算でした。この赤字決算を踏まえた場合、ボーナス交渉はど

うなるのでしょうか。

都立病院の赤字を考える時、最も重要なことは、都立病院の運営は都議会も関与した計画に基づいて行われているという事です。都立病院の重要な役割は、「行政的医療や・高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供」です。例えば、救急医療や周産期医療は、常に多くのスタッフを待機させ、様々な医療機器を準備しておく必要があるので不採算になってしまいます。ですが、そのような不採算な医療を提供する事が、都立病院の役割として決められているのです。そして、その結果が239億円の赤字です。赤字決算を理由にボーナスを上げないとか、逆に下げるといような理屈は、とうてい成り立ちません。

また24年度決算で、医業収益は23年度に比べ79億円の増でした。つまり現場は、23年度に比べて頑張っ「売り上げ」を伸ばしたのに、諸物価の高騰などにより赤字が拡大したという構造です。

この現場の頑張りに、機構本部は、ボーナス増で応えるべきです。

毎月6回の夜勤で辛い 疲れがたまるとに年休も取れない

夜勤回数が連続して月6回を超えているという相談が来しました。月6回夜勤とは5日に1回夜勤という事です。6個の公休が夜勤明けになり疲れがたまるとばかりでリフレッシュすることができません。

夜勤回数を制限する法律はありません。規制する法律がない時は、組合に入って交渉する事が解決へつながります。病院は、労働者を安全な環境で就業させる義務があります。連続して月6回の夜勤は、健康にも悪影響があるので、安全に就業させる義務を怠っていると看做されるを得ません。夜勤が辛い皆さん、組合に入って交渉で解決しませんか。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

